

教育認定用

(はじめて幼稚園等(※)を利用したい方)

令和9年度分 久留米市 子どものための教育・保育 認定申請のご案内

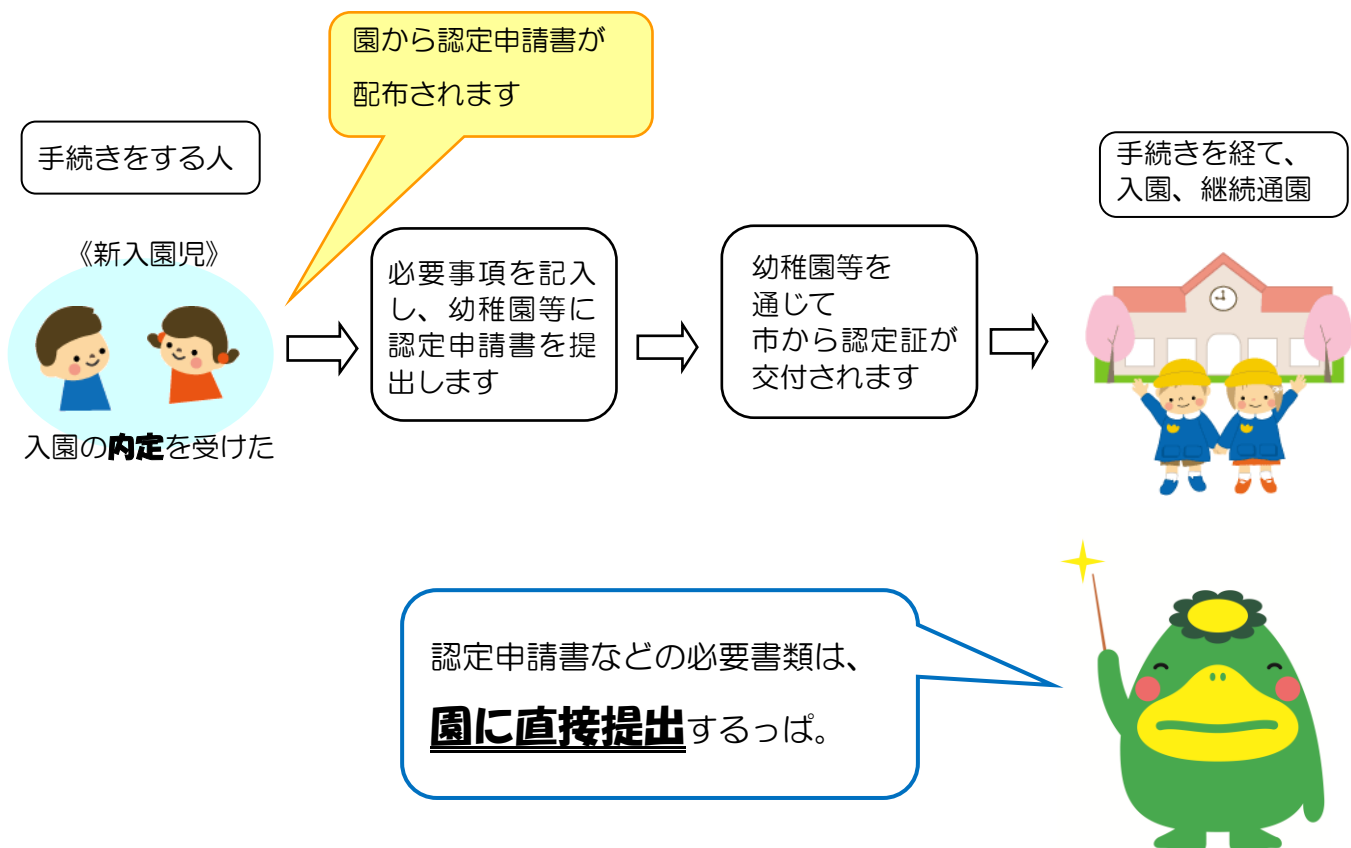
※幼稚園等・・・教育・保育給付認定を必要とする認可幼稚園や認定こども園の教育認定部分のこと。
入園するためには、1号認定(教育標準時間認定)の申請が必要です。

【目次】

○手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
○必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
○認定申請書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
○こんなときはどうするの?・・・・・・・・・・・・・・	P 5
○保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6

手続きの流れ

大まかな流れをあらわしたものです。手続きに必要な書類などは次ページ以降で説明します。



必要書類

下記の書類をそろえて、幼稚園、認定こども園に直接提出してください。

園が定めた

期限までに提出！

必須

	必要書類	備 考
☐	認定申請書 【市指定様式】	入園、継続通園を希望する お子さん1名につき1枚 必要です。 ※3～4ページの記入例を参照のうえご記入ください。

状況により必要

※2人以上同時申込の場合は、世帯で一部ご提出ください。

	必要書類	備 考
☐	マイナンバー (①又は②)	マイナンバーの確認ができるものをご持参ください。 ※ 申請時点で住民票が市外にある場合 は必ず必要です。 ①個人番号カード（児童本人および世帯全員のもの） ※プラスチック製のカード ②〔◎通知カード（児童本人および世帯全員のもの）※紙製のカード ◎本人確認書類（申請者の分のみ） ※下記(1)又は(2)参照 (1)次のA～Gなどの顔写真付きのものであればいずれか1点 A：運転免許証 B：運転経歴証明書 C：旅券 D：身体障害者手帳 E：精神障害者保健福祉手帳 F：療育手帳 G：在留カード (2)次のH～Lであればいずれか2点 H：医療保険証 I：介護保険証 J：年金手帳 K：児童扶養手当証書 L：特別児童扶養手当証書
	令和8年度 (2025年分) しょうとくかぜいしやうめいしよ 所得課税証明書	令和8年1月1日に久留米市に住民登録がなかった方のみ。 市町村民税の所得割額 が分かる証明書が必要です。 ※他市町村に当該年度の市町村民税を納めている方は証明書提出が必要です ※父母の所得状況などにより、同居の祖父母分も必要な場合があります。
☐	・2025年中の国内・国外での収入がわかる書類 ・2024年中の無収入を証明する書類	世帯で海外居住していた方や保護者のどちらかが海外勤務などをして いる（していた）方のみ。 会社発行の給与支払報告書や給与明細などが必要です。 ※外国語で記載されたものは和訳文を添付してください。
☐	てんにゆうせいやくしよ 転入誓約書 【市指定様式】	保育所等の入所申込時の住所が久留米市外の世帯のみ。 ※入所日までに久留米市に住民登録することが認定条件です。
☐	りょういく 療育手帳	療育手帳をお持ちの方がいる世帯のみ。 氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 ※入所希望するお子さんに限らず世帯全員が対象です。
☐	ざいえん 在園証明書 (兄弟姉妹の分)	兄弟姉妹が、特別支援学校幼稚部、児童発達支援施設などに在園 (予定を含む)している場合のみ。 ※予定の場合は、入園後に再度在園証明書の提出が必要です。

※ 上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

<認定申請書 表面・記入例>

(表)

教育・保育給付認定申請書(施設利用申請書兼児童台帳)
【1号認定用】

R9 新規

久留米市長 宛て		申請(申込)日 令和8 年11 月 5 日	
次のとおり、施設 お二人以上の同時入所の場合は、 保護者を必ず統一してください。 父母どちらかが市外別居の場合は、市内で子と同居して いる方を記入してください。		認定を申請します。 保護者氏名 久留米 ひとみ	
手帳の写しを提出してください。			
ふりがな	くるめ きらり	生年月日	性別
児童名	久留米 きらり	令和4 年 4 月 23 日 令和9年4/1時点 (4) 歳	男 女
障害手帳の有無		療育手帳の有無	
特別児童扶養手当 受給の有無			
現住所	久留米市城南町●●一●		電話番号
令和8年1月1日現在の住所	父		母
令和9年1月1日現在の住所	母		その他
認定証番号(市記入欄)	記入不要		既に支給認定を受けている場合に
現在の保育の状況	□幼稚園 □保育所 □認定こども園 □届出保育施設 □一時預かり・預かり保育 □事業所内保育 □家庭等		現在
利用が内定している施設名	●●●幼稚園		保育所(認定こども園の保育所 部分)への同時申込

1 世帯の状況(利用を希望する期間の初日時点の児童) (内定している施設がある場合は必ず記入してください。また、別居の兄弟姉妹も記入ください。)
※ 両親(父及び母)の一方が別居の場合、住民票上も別居であっても必ず記載し、「別居」を○で囲んでください。(例:単身赴任、離婚調停中など)
※ 建物が別であっても、住所が同一(同番地)であれば同居とみなしますので、該当者がいる場合は記入ください。
※ 申込児童以外の同一世帯員が7名以上おり記入できない場合は、申請書をもう1枚記入ください。2枚目はこの部分のみ記入いただければ結構です。

入所児童の家庭の状況	ふりがな	氏名	児童との続柄	生年月日	同居・別居	上段: 勤務先・就学先等の状況 下段: 別居の状況
	くるめ たろう	久留米 太郎	父	昭和61 年 4 月 7 日	同居 別居	□市内 □市外(市町村名: 北九州市)
	くるめ ひとみ	久留米 ひとみ	母	昭和61 年 12 月 22 日	同居 別居	(有) ●●ハウス □市内 □市外(市町村名:)
	くるめ はなこ	久留米 花子	姉	平成23 年 9 月 13 日	同居 別居	●●●中学校 □市内 □市外(市町村名: 北九州市)
	ふくおか ひろこ	福岡 博子	祖母	昭和32 年 7 月 8 日	同居 別居	病氣療養中 □市内 □市外(市町村名:)
	⑤			年 月 日	同居 別居	□市内 □市外(市町村名:)
	⑥			年 月 日	同居 別居	□市内 □市外(市町村名:)
	生活保護の受給	□無	□有	ひとり親世帯の該当	□無	□有
	同居の障害者の有無	□無	□有	(氏名 福岡 博子、久留米 きらり)		

2 税情報等の提供に当たっての署名
同居の方が障害者手帳の交付を受けている場合は有にチェックしてください。
また、療育手帳の場合は写しを提出してください。

久留米市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定、副食費の免除に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 久留米 ひとみ

こんなときはどうするの？

●教育認定から保育認定への変更について

Q. 現在、認定こども園の教育認定部分（1号認定）に通っています。仕事が決まり、同じ園の保育認定部分（2号認定）にかわりたいのですが、どうしたらいいですか？

A. まずは利用している施設へご相談のうえ、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課で保育認定申請をしてください。現在とは異なる施設へかわる場合も同様です。市が入所選考・決定を行います。保育所等または認定こども園の保育認定部分への入所希望者が多数の場合は、入所保留となる場合がありますので予めご了承ください。詳しくは、「令和9年度分 久留米市 子どものための教育・保育認定申請・入所申し込みのご案内 **保育認定用**」をご確認ください。

教育標準時間後の預かり保育の利用料無償化制度（月上限額あり）もあります。施設や世帯状況に応じて無償化の期間や金額が異なりますので、利用している施設へ相談してください。

●保育の申請について

Q. 保育所（または認定こども園の保育認定部分）の申請をしていましたが、幼稚園（認定こども園の教育認定部分）に通うことに決めました。保育所の入所申請はどうなりますか？

A. 保育所の入所が不要になった場合は、市子ども保育課または各総合支所市民福祉課へ必ず「申請取下げ」や「入所辞退」のご連絡をお願いします。

保育認定申請書の裏面の「待機する意思」欄の「有」にチェックされている場合は、幼稚園に通いながら引き続き保育所等への入所を希望されるものとして、年度内は継続して入所調整を行います。

●病気になった時の保育

Q. 子どもが幼稚園に登園中はパートで仕事をしています。子どもが病気の時はどうしたらいいですか？

A. お子さんの安静の確保と感染症等拡大予防の観点から、幼稚園等での集団生活が難しい場合があります。自宅での保育が困難な場合に、久留米市では「**病児保育**」を実施しています。事前に利用登録が必要です。くわしくは各施設へおたずねください。

【実施施設】	マリアン・キッズ・ハウス（聖マリア病院）	0942-34-3165
	ハイジア病児保育室（ハイジア内科）	0942-65-6123
	たのっしーランド（田主丸中央病院）	0943-72-1633

●本人確認について

Q. 申請書の「保護者」欄と、園に申請に行く人は同じでないといけないですか？

A. 同じでなくても構いません。ただし、お子さまの家庭での状況がわかる方が来ていただくようお願いします。園に申請に来ていただいた方の本人確認を行います。

保育料等について

令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化がはじまりました。



認定こども園、新制度幼稚園（教育・保育給付認定を必要とする認可幼稚園）を利用の場合、3歳から5歳までのすべての子どもの保育料は無料です。

教育・保育給付認定を必要としない認可幼稚園を利用の場合、3歳から5歳までのすべての子どもの保育料は月額28,000円までの範囲で無料です。

無償化の期間は、満3歳になった日から小学校入学前までです。

（施設の方針によって開始日が異なる場合があります）

この無償化により、保育料をお支払いいただく必要はなくなりましたが、施設によって主食費や副食費、教材費、制服代など別途必要な費用があります。詳しくは施設へ直接お問い合わせください。

そのほか くわしい情報は久留米市ホームページでも提供しています。

久留米市 保育所・認定こども園

検索



令和8年10月発行

【お問い合わせ先】 **子ども未来部 子ども保育課** 電話番号 0942-30-9025